

みどり市公用車車体広告デザイン審査基準

(目的)

第1条 この基準はみどり市が所有する公用車(以下「公用車」という。)に対する広告のデザインについて、みどり市広告掲載要綱(平成18年告示第256号。以下「要綱」という。)、みどり市広告掲載基準(以下「掲載基準」という。)に規定する事項のほか、必要事項を定めるものとする。

(一般基準)

第2条 車体広告は、要綱、掲載基準及び次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 道路交通の安全を阻害するおそれがないものであること。
- (2) 車両運行上の支障となるものでないこと。
- (3) 都市景観との調和を損なうものでないこと。
- (4) 広告を掲出する場所及び面積は別に定めるところに従うこと。

(安全上からの禁止事項)

第3条 車体広告はその広告の色彩、意匠その他のデザインが、次の各号のいずれかに該当するときは、これを掲載しない。

- (1) 周囲の運転者の誤認を招くような広告
発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用するもの。
地色が赤色、黄色又はこれらの系統に属する色で、信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの。
- (2) 周囲の運転者の注意力が散漫となる広告
デザイン構成が、ストーリー性のある四コマ漫画や映像表示となっているもの。
文字表記が縦書きであるもの。

(雑則)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年7月13日から施行する。